

Go To トラベルに関する不適切事案に係る調査状況等について

(株)JHAT、(株)ミキ・ツーリスト及び(株)ジャパンホリデートラベルのGo To トラベル事業に関する不適切な給付金受給事案について、これまでの調査により把握している事実関係及び今後の対応等についてお知らせします。

1. これまでに把握している事実関係について

(1) (株)JHAT 及び(株)ミキ・ツーリスト関係

- (株)JHAT は、(株)ミキ・ツーリストの社員の名義を使用し、宿泊の実体が伴わない契約であるにもかかわらず、旅行割引分として、GoToトラベル事業に関する給付金(以下「給付金」という。)計 2,856 万円の給付申請を行い、うち 428 万4千円の給付金を受給した。また、地域共通クーポン計 1,224 万円分の発行を受け、うち 1,223 万円を実際に使用した。
- 事務局の調査によると、令和2年10月22日から12月21日までの期間において、本来合計 4,800 人泊分の宿泊がなされるべきところ、実際には 114 人泊分しか宿泊が行われていなかった。

(2) (株)JHAT 及び(株)ジャパンホリデートラベル関係

- (株)ジャパンホリデートラベルは、法人顧客4社の社員等の名義を使用し、宿泊の実体が伴わない契約であるにもかかわらず、旅行割引分として、給付金計7億 7,074 万2千円の給付申請を行い、うち3億 1,249 万4千円の給付金を受給した。また、地域共通クーポン計3億 3,031 万8千円分の発行を受け、うち3億 1,963 万6千円を実際に使用した。
- 現時点での事務局の調査によれば、本来 55,053 人泊分使用されるべきところ、少なくとも 9,175 人泊分の宿泊が行われていなかった事実が明らかとなっている。今後、更に宿泊実体に関して追加の調査を継続する予定である。

2. 今後の対応等について

- (1) 事実関係を更に精査の上、(株)JHAT 及び(株)ジャパンホリデートラベルに対しては、今後、既払いの給付金及び地域共通クーポンのうち不適切な使用分の返還を請求する。
- (2) 今後開始予定の新たな GoTo トラベル事業において、(株)JHAT、(株)ジャパンホリデートラベル及び(株)ミキ・ツーリストの3社の参加を停止する。
- (3) 刑事告訴も視野に入れつつ、捜査機関と適切に連携し、引き続き必要な調査等を進めていく。
- (4) (株)ミキ・ツーリスト及び(株)ジャパンホリデートラベルの親会社である(株)エイチ・アイ・エスについては、本日、今般の事案に関してのガバナンスの欠如に対し嚴重注意を行い、改善策の策定を指示するとともに、今後、本事案の事実関係の全体を明らかにするための調査を継続することも指示した。
- (5) 旅行業及び宿泊業の団体に対し、今般の事案等を踏まえ、本日、コンプライアンスの徹底等についての文書を発出した(別紙参照)。
- (6) 再発防止策として、不正利用の疑いのある案件の調査対象の拡大、給付金支払いに係る審査の厳格化、審査体制の強化等の必要な対策を講じていく。

【お問い合わせ先】

観光庁

担当：牧 田：03 - 5253 - 8329

杉 田：03 - 5253 - 8329

寺 井：03 - 5253 - 8324

GoTo トラベル事務局

担当：佐 野：03 - 6631 - 2110

大 谷：03 - 6631 - 2110